

一般廃棄物処理業許可証

釧路市許可 第15号

釧路市知人町3番18号

株式会社栄和サービス

代表取締役 佐々木 勉

令和 6年 7月 16日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和 6年 7月 25日

釧路市長 蝦名 大也



記

- 1 事業の範囲 釧路市内のごみの収集運搬とする
- 2 許可の有効期間 令和 6年 8月 3日 から
令和 8年 8月 2日 まで
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例等を遵守するほか市長の指示する事項に従うこと。